

会議録

会議の名称	令和6年度第1回和泉市ごみ減量等推進審議会
開催日時	令和7年1月28日(火) 14時00分から15時30分まで
開催場所	和泉市役所 3 A会議室
出席者	中野会長、山川副会長、飯阪委員、遠藤委員、赤阪委員、 久禮委員、日原委員、岡室委員、村上委員、橋本委員、 (以上10名 順不同)
事務局	環境政策室生活環境担当
会議形態	公開 傍聴者0名
会議の議題	令和6年度清掃事業概要(令和5年度実績)について その他 ・資源ごみ持去り防止の検討について
会議録の 作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の 確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている。 ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている。
【事務局】	ただいまから、令和6年度第1回和泉市ごみ減量等推進審議会を開催させていただきます。 【本審議会の役割について説明】 会議開催にあたり、本日の委員出席数は委員総数15人のうち、10人で、和泉市ごみ減量等推進審議会規則第6条第2項の規定により、過半数以上の出席であることから、本審議会が成立していることをご報告いたします。 それでは、会議次第に沿いまして、森吉副市長よりご挨拶申し上げます。森吉副市長、よろしくお願いいたします。
【森吉副市長】	【開会あいさつ】
【事務局】	本日出席されております委員の皆様をご紹介します。 【出席委員の紹介】 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 【事務局職員の紹介】

	本日は、傍聴者はありません。 それでは、審議会役員選出でございます。 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例第7条第3項の規定によりまして、審議会に委員の互選により会長及び副会長を置くとなっておりますことから会長及び副会長の選出をお願い致します。
【複数の委員】	事務局一任の声
【事務局】	事務局一任とのお声がありましたので、会長には元甲南女子大学教授 中野 加津子 様に、また、副会長には桃山学院大学経済学部教授 山川 俊和 様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
【複数の委員】	異議なしの声
【事務局】	異議なしのお声がありました。 中野様、会長をお引き受けして頂きますでしょうか。
【会長】	はい。
【事務局】	ありがとうございます。 山川様、副会長をお引き受け頂きますでしょうか。
【副会長】	はい。
【事務局】	ありがとうございます。 中野会長、山川副会長 お席をお移り下さい。 それでは、これ以降の進行につきましては、「審議会規則第6条第3項」によりまして、中野会長が議長となって議事進行となりますので、中野議長、よろしくお願いいたします。
【議長】	わかりました。

	それでは、順次、会議次第に沿って進めます。 はじめに、案件（１）の「清掃事業概要 令和６年度（令和５年度実績）」について 事務局よりご説明願います。
【事務局】	【事務局説明】 「清掃事業概要 令和６年度（令和５年度実績）」について
【議長】	ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、何かご意見・ご質問等ございますか。
【委員】	３９ページのごみ分別アプリの「さんあ〜る」の表中のダウンロード者合計をダウンロード者累計に表現してはどうか。
【事務局】	来年度以降の清掃事業概要の資料作成の際に修正いたします。
【委員】	わかりました。よろしくお願いします。
【議長】	他に何かございませんか。 それでは、案件２のその他について、事務局からご説明を願います。
【事務局】	【事務局説明】 資源ごみ持ち去り防止の検討について
【議長】	ありがとうございました。 ご説明のとおり、資源ごみの持ち去り防止についてです。 事務局の説明のとおり、和泉市では、平成２１年度開催の審議会で資源ごみの持ち去り防止条例を制定するかどうかについて、議論した結果、条例までは制定しなくてもいいのではないかという意見に集約されましたが、先ほどの説明のとおり、市民の皆さんからの条例制定してほしいとの意見や町会連合会からの要望書も提出されていることもあり、再度、議論して検討いただくことになった訳です。 議論に入る前に、例えばどのような品目で持ち去り行為が行われているのか事務局から説明願います。

【事務局】	資源ごみとして収集している品目として、古紙、古着、缶、ペットボトルがあり、そのうち持ち去られている品目は、主に古紙、アルミ缶でございます。
【議長】	ありがとうございます。 ごみの品目を聞いていくと、持ち去り行為によってどのようなことが起こっているかということ、集団回収をされている団体の収入が減るという問題点がありますし、市民が折角分別して出しているのに持ち去り業者の収益になっているという市民からすると本位でないことが起きていて、場合によっては騒音やごみが散乱していることも起きていますが、警察沙汰になったようなことはありましたか。
【事務局】	資源物を持ち去るために敷地内に入ったことで不法侵入で検挙されたケースはございます。
【議長】	かなり深刻なことが起こったこともあるのですね。 もう一つ委員の皆さんにご意見を伺う前に条例化することによって、命令、助言、指導、検挙、罰金を科すこともできるのですが、どのようなメリットがあるのでしょうか。
【事務局】	一定の抑止効果を持たせたいと考えておりまして、以前、警察と協議させていただいたところ、貼り紙を貼って所有権を明確にすることで、それ自体の行為は犯罪にあたると思われますが、条例があれば、警察としても説明はしやすいという意見もありましたので、条例があることによる抑止効果と実際の指導による抑止効果が図れるものと考えております。
【議長】	条例化することで抑止効果が期待できることと、もし問題があったときに指導する根拠に出来るということをお聞きいただいたうえで委員の皆さんから「こんなことに困っている」「こんな問題がある」ということについて何かご意見ございますか。
【委員】	数点お伺いしますが、ごみの持ち去りということで我々市議会議員の元にも様々なご意見を頂く訳ですが、今のごみの持ち去り

	というのは、争奪戦のように業者の皆さんは回収されているのかと思います。資源ごみで、缶類を集めるときに袋の中にアルミ缶・スチール缶のほかビンや乾電池等々入っていて、それを全部積み込んでから、アルミ缶だけ抜いて、スチール缶やビンなどはほかの置場へ持っていくのかと推測できるのですが、そういった被害は実際ありますか。
【事務局】	市民の皆様から頂いているご意見としては、持ち去った後のごみを選別する際の物音がうるさいことや必要な分を抜いた後のごみが散乱しているといった事例がございます。
【委員】	清掃事業概要でのごみの推移を見てみると、それほどアルミ缶が減っているように収集量には表れていないし、紙類についてもそれほど減っているとは思えないので、これは、持ち去り行為がされている分だけ缶などのごみの量が増えているということでしょうか。
【事務局】	ごみの持ち去りは、平成21年以前からもアルミなどの高価に売却できるものを持ち去りされていて、その実態はほぼ変わりませんので、継続的にある一定量は持ち去られている状態です。
【委員】	収集運搬事業者さんに収集運搬委託をしていると思いますが、条例を制定して、持ち去り行為がなくなったとして、収集量が増えて収集運搬業者の能力を超えてしまって収集運搬作業ができないということはないのでしょうか。
【事務局】	そのようなことはないと考えております。
【委員】	わかりました。
【議長】	価値のあるアルミ缶などを抜き取られて、価値のないものを不法投棄されるようなことは起こってないですか。
【事務局】	ここ最近では、必要な分だけ抜き取られて、いらぬ分については、他の場所に不法投棄されているケースは聞いております。

【議長】	他にご意見ございませんか。
【委員】	朝、ウォーキングに出ると、紙類の持ち去り行為をしているトラックや、缶・ビンの日には家の前で必要なものだけより分けて、後は放置されるなどを見かける。 ごみというのは、そのお家の生活の内容がわかるから、物色されると気分が良いことではない。 また、取り合いみたいに、さっき来たかと思えば、違うトラックが来てごみを物色している。各家庭できれいにごみを置いてあるのに、物色されることで荒らされてしまうことを取り締まりできるのか。
【議長】	持ち去り行為をしている者にとって収益になるものだけ取って行って、無駄なものが残る。また、紙類は個人情報を含んでいるものもあるので持ち去られると気持ち悪いし、たとえ、被害が無くても気持ち悪いということですか。
【委員】	個人情報がどこで行き来しているかわからないし、テレビなどでは、泥棒からはごみを見るとその家庭の状況がすごくわかるということを見かけました。
【議長】	ごみを見れば、その家の暮らしがわかることで紙で出しているものでも、名前なども書いてあるものや、家族の人数や年齢を特定できるものなどもあったりするので、持ち去られることで気持ち悪いと感じることもありますよね。 また、持ち去る方も順序良く持っていくというか、さっき来たかと思ったら、次に別の者がやってくるという状態ですね。 他に何かありますか。
【委員】	さっき、持ち去らされた後でバラマキされるというお話を聞いたのですが、においやそういったものに関連して市役所に苦情や相談はありましたか。
【事務局】	持ち去られるものが、古紙や缶なのでばらまかれる事での苦情はありません。

【議長】	持ち去られる事で収益が減ることで何かご意見ございますか。
【委員】	収益以前に持ち去られることがそれほど問題なのかと思う。ごみを置かれていくなら困るけども、気持ち悪いというのはわかりますが、以前から持ち去り行為はあるので、条例制定や、対策にコストを掛けて抑止効果があるのかは疑問に思う。
【議長】	もし、条例化することによって、集団回収団体の収益が大幅に増える訳ではない。少し変わる程度だということでしょうか。
【委員】	そうですね。
【議長】	子供会等で集団回収されているところだと、持ち去り行為によって、他の業者等の収益になっているということについて、不満に思うこともあると思いますが。
【委員】	条例化することよりも、自治会などの会員が減っていることについて、対策を考えることではないかと思います。
【委員】	今のお話のなかで、集団回収団体さんの収益のことはわかるのですが、持ち去り行為があるなかで市としても、行政回収しているなかで、それを有価物として売却している訳で、どれぐらいの持ち去り行為があって、どれぐらいの損失を受けていますか。
【事務局】	集団回収団体のお話が先ほどありましたが、行政回収についても泉北クリーンセンターへ運搬して有価物として売却しておりますが、その持ち去り行為によって、どれぐらいの量や金額に影響があったかは把握しておりません。
【委員】	特にアルミ缶についてはかなりの額に及ぶと思います。 構成3市で運営している泉北クリーンセンターの分担金の各市の負担も有価物の売却が増えれば軽減できるのではないかと思いますので、条例制定も視野に入れるもいいのではないかと思います。
【議長】	経済的な視点で条例制定も必要ではないかということですね。

	構成３市のほか、近隣市で持ち去り規制条例を制定されていることで、条例を制定していない市に持ち去り業者が集まってきているということはないですか。
【事務局】	泉大津市では条例制定されていまして、担当者に聞いたところ、持ち去り行為のパトロールを行っておりますが、いたちごっこで持ち去り行為に歯止めがかかっていない状況です。 また、岸和田市は条例化していないので、和泉市と同様です。
【議長】	他市で規制しているから和泉市に持ち去り業者が流れ込んでいるわけではないんですね。
【事務局】	条例制定している市は警戒される可能性は高いと考えられます。また、罰金等の規定を定めることで持ち去り行為の抑止効果に繋がるものと考えております。
【議長】	他に何かございませんか。
【議長】	あまりご意見が出ないということは、それほど条例を制定するほどではないということでしょうか。もし、条例を制定しなかった場合の持ち去り禁止の対策としては、パトロールや警告の貼り紙を貼ったり、市民の通報により車両番号を控えるなどして、資源ごみを出すときは注意を促すなどでしょうか。
【委員】	町会連合会の名前で要望を出しているので、町会連合会としては是非とも条例化を進めてほしい。
【議長】	町会連合会としては、和泉市全体ではそれほど持ち去り行為による影響は少ないかもしれないが、小さい団体としてはシビアな問題であることから、要望書を出しているので、条例化を進めてほしいということですね。
【委員】	モニタリング調査の結果を見ても貼り紙で持ち去り行為の抑止効果は出ているので、小さい団体にとっては大きいことなので、対策を進めてほしい。

【議長】	貼り紙の貼り出しだけでも、抑止効果はあるので、条例化することでより明確な効果が期待でき、小さい団体にとってもその効果は大きいので、条例化を進めてほしいということですね。
【委員】	そうです。
【議長】	他にご意見ございますか。
【委員】	調査の結果から、集団回収で売却した分は老人会の大事な収入源なので、貼り紙だけでも大きな効果があることが分かったことは大きい。
【議長】	今の市が示している貼り紙はそれほど厳しいことは書かれていないけども、条例化されると罰金を科される可能性があるとか、条例に定められた命令を下される可能性がありますということを示すことができますので、今の貼り紙よりもより大きな効果を期待できるかもしれないということですね。
【委員】	昼間に堂々と持ち去り行為されることもあります。 なので、貼り紙の話が聞けて本当に良かったです。
【議長】	持ち去り行為によって、小さい団体にとって収入減となるので、対策に取り組む必要があるということですね。 他に何かご意見ございますか。 今日、条例化するかを決めるということではなく、皆様のご意見を伺ったうえで検討してから、次回の審議会で再度ご意見を伺うことになるのですが、今は現状を共通認識として持つ必要があるので、今困っていることをお聞きしたいし、条例化するととても効果があるかということ、手間のかかる割に疑問が残る部分もあるのですが、条例化するメリットとしては、罰則規定や持ち去り行為禁止の定義づけや警察に通報する等を明確にすることで抑止効果に期待ができるということなのですが。 山川先生、何かございますか。
【副会長】	泉大津市では条例化されているんですよね。 その効果やデータがあれば、検討材料になると思うんですが。

【事務局】	条例化された泉大津市の担当者に状況を聴き取りしていますが、パトロールを実施しても現場に行ったときに行為者はいなくて、たちごっこの状態だと聞いております。
【副会長】	抑止効果がどれくらいあったとか、行為者を一人一人捕まえるのは難しいとしても、そういうところの効果がわかれば、コストとの関係もわかるかと思いますが。
【事務局】	調査いたします。
【委員】	泉大津市だけではなく、近隣自治体のデータもチェックしてはどうか。
【事務局】	調査いたします。
【委員】	条例化している自治体で行為者に対して罰金を徴収したり、パトロールを実施している等の取組状況を情報収集してもらえたらと思う。 町会連合会としては、何としても条例化してほしいという立場なので、町会の方々から意見をもらって、校区長28人が全員賛成しているので、よろしくお願いいたします。
【議長】	力強いご意見ありがとうございます。 それと、何かを無料で回収しますというチラシを配布しているのを見かけるんですけど、私が住んでいる街だと小型不燃ごみだと長さ40センチ以内にしないといけないので、フライパンなんかケガしながら、ねじ外したりして金属部分と持ち手部分を分けないといけないんです。ああいう無料で引き取りますという広告を出しているところに手間がないので出すんですよね。 持ち去り行為を助長している傾向もあるんですけど、チラシを勝手に配って堂々と回収しているのはどういうことなんでしょうか。和泉市でもありますか。
【事務局】	和泉市でもございます。 チラシを配って、不要な金属類や古くなければ自転車も回収す

	る業者がいますが、その根拠は、古物商として公安委員会からの許可を持っていて、無料で引き取るので、手間もないのでそちらを利用される方もいます。 また、運搬費等無料で引き取るのであれば、法的には問題なく、廃棄物処理法にも抵触しません。
【委員】	私が住んでいるところでは集団回収で集めている業者はボロボロの自転車でも引き取ってくれます。
【事務局】	そういうところは、古物商の許可を持っているので、廃棄物処理法違反ではありません。
【議長】	古物商の許可を持っていると取り締まりは出来ないということなんですね。
【事務局】	はい。
【議長】	その資格を持っていると、市からは指導等はできないということですか。
【事務局】	はい。あくまでも廃棄物処理法には抵触していないということです。有価物の取引ということで市民さんと古物商業者との二者間の話なので、市は介入できませんし、警察も違法性が無ければ取り締まりもできないというのが現状です。 古物商のチラシによって引き取りにお出しになる市民さんもしれば、行政が行っております粗大ゴミ収集依頼する市民さんもあるのが現状です。
【議長】	他に現状についてご意見ございますか。 町会連合会からの老人会等が行っている集団回収で持ち去り行為によって収入が減るので、条例化してほしいという強力な要請とそれほどでもないというご意見もありましたが、条例制定している自治体の状況を取りまとめていただいて、次回の審議会で議論するというところでよろしいでしょうか。
【委員】	持ち去り行為は主に新興住宅地に起きていることが多く、条例

	化している泉大津市は新興住宅地が少ないので、和泉市とは少し事情が違うので、和泉市と住宅事情が似ている自治体のデータで比較すればまた違う結果が出てくるのではないかと思います。 私が住んでいる昔からの村と新興住宅地とでは、ごみ出しの仕方や道路事情も違うので、余計に新興住宅地の持ち去り行為が多いのかと思う。
【議長】	和泉市と住宅事情が近い自治体のデータを選んでほしいという意見がありました。 他にご意見ございますか。 次に次回審議会について、事務局よりご説明願います。
【事務局】	【事務局説明】 （案件（２）次回審議会の内容について
【議長】	ありがとうございました。 ただ今の事務局の説明について、何かご意見・ご質問等ございますか。 他にご意見等、ございませんか？ これで、本日の案件はすべて終了いたしました。 それでは、進行を司会のほうにお返しいたします。
【事務局】	ありがとうございました。 これをもちまして、令和６年度第１回和泉市ごみ減量等推進審議会を終わらせていただきます。